

平成 30 年度行政評価等プログラム

総 務 省

平成 30 年度行政評価等プログラム

総 務 省

平成 30 年度以降の行政評価局調査テーマ及び行政評価局機能に係る当面の業務運営方針を以下のとおり定める。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条に規定する計画について、別紙のとおり定める。

1 総論

総務省行政評価局は、政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、「行政評価局調査」、「政策評価の推進」及び「行政相談」の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決促進を図るとともに、国民に信頼される質の高い行政の実現を目指す。

（行政評価局調査）

各府省の政策や業務の実施状況に係る調査（政策評価法第 12 条第 1 項に基づく政策の評価（以下「政策の評価」という。）及び総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 12 号に基づく評価及び監視（以下「行政評価・監視」という。)) の実施を通じて、各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策について勧告等を行う。

また、必要と考えられる場合には、特定課題に重点化した調査を実施することに加え、内閣の重要課題に係る各府省の施策動向、事故・災害等の社会問題、外部有識者からの意見、行政相談事案等を契機として明らかになった行政課題等についての機動的な調査（臨時調査）を実施する。さらに、内閣の重要課題の解決に資するため、内閣官房等の関係機関と連携した調査を実施する。

これら調査の実施の検討に資するため、地域の関係者との平素からの意見交換、情報共有等を一層図り、行政に対するニーズを把握すること等により、各府省における施策の実施状況や行政上の課題等について、常時、情報の収集・整理・分析する活動（以下「常時監視活動」という。）を行う。

(政策評価の推進)

政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検（別紙1(2)に定める評価活動をいう。以下同じ。）等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。

(行政相談)

国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等にあつせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。このため、行政相談制度・行政相談委員制度の更なる充実のための方策を講ずる。

また、WEB会議システム等を積極的に運用して管区行政評価局等による全国ネットワークをより効果的に活用することにより、引き続き上記の機能の十分な発揮と三機能間の連携を図る。

2 行政評価局調査

(1) 調査テーマの選定等

常時監視活動を通じて収集・整理・分析した情報及び平成28年2月に政策評価審議会によって示された「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」を踏まえ、

- ① 30年度に新たに実施する調査テーマ及び想定する調査内容
- ② 31年度及び32年度に新たに実施する調査テーマを検討するに当たっての大枠の考え方

は、行政上の主要な課題領域ごとに、以下のとおりとする（別表参照）。

また、②に関する施策の実施状況や行政上の課題等について、平成30年度中に必要な事前調査、情報収集等の準備活動を行う。

多様性・包摂性のある社会の構築

① 平成30年度

○認知症高齢者の介護環境

〔背景〕 認知症高齢者が施設入居等の公的介護サービスの利用に
苦慮

〔調査内容〕 介護サービスの提供、地域における支援等

○更生保護ボランティア

〔背 景〕 刑務所出所者等の更生を支える民間ボランティアの高齢化が進行

〔調査内容〕 保護司の担い手確保、協力雇用主への支援等

○障害者の就労支援

〔背 景〕 障害者の就労意欲が高まる一方、企業側の対応に遅れ

〔調査内容〕 障害者雇用促進制度の効果、就労定着支援の取組等

② 平成 31 年度及び 32 年度

「児童虐待の防止等」、「高齢者の居住の安定」など、困難に直面する者の自立・社会参加に向けた支援、機会確保

地域における生活・活動基盤の確保

① 平成 30 年度

○学校における専門スタッフ等の活用

〔背 景〕 部活動指導、保護者対応等により教員の勤務時間が増大

〔調査内容〕 部活動指導員、スクールカウンセラー等の効果的な活用等

○遺品の整理サービス

〔背 景〕 遺品の特性に応じた取扱いや、整理と廃棄の一体的実施を求めるニーズ

〔調査内容〕 サービスの品質確保や廃棄物の適切な処理等

② 平成 31 年度及び 32 年度

「地域公共交通」、「インフラ長寿命化」など、地域における持続可能な住民サービスの提供

成長の基盤構築・環境整備

① 平成 30 年度

○訪日外国人旅行者の受入れ

〔背 景〕 政府目標（平成 32 年：4,000 万人等）の達成に向け、地方部への外国人の誘客が重要

〔調査内容〕 旅行者滞在データ、観光地域づくりの核となる日本版DMOの活動等

② 平成 31 年度及び 32 年度

「農地の集積・集約化」、「労働環境改善」、「地理空間情報」など、成長の牽引役となる担い手・サービスの創出

生活の安全・安心の確保

① 平成 30 年度

○災害時の住まいの確保等

〔背景〕 壊れた自宅等で避難生活を送らざるを得なかった高齢被災者等の生活再建に課題

〔調査内容〕 在宅避難者等の把握・支援状況、地方公共団体における備え等

② 平成 31 年度及び 32 年度

「火山防災」、「土壌汚染対策」など、災害・事故・環境問題による被害・損害の最小化

これに加え、内閣の重要課題の解決に資するための関係機関と連携した調査として、当面、デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）の推進に資することを目的として、引越し、介護及び死亡・相続に関する手続のワンストップ化に向けた業務改革（B P R^{（注1）}）を行うための調査について、具体化を進める。また、証拠に基づく政策立案（E B P M^{（注2）}）を推進するため、女性活躍の推進に関する政策の評価（29 年度末において実施中）などにおいて、関係府省・学識経験者との実証的共同研究を実施する。また、地域的な行政課題について、管区行政評価局等の発意による調査を実施する。

（注 1）B P R：Business Process Reengineering

（注 2）E B P M：Evidence-Based Policy Making

なお、平成 29 年度末において実施中の調査は、以下のとおりである。

<政策の評価>

○農林漁業の 6 次産業化 ○クールジャパンの推進 ○女性活躍の推進の推進

○高度外国人材の受入れ ○地籍整備の推進

<行政評価・監視>

- 介護施策
- 空き家対策
- 農業労働力の確保
(新規就農の促進
対策)
- 下請取引の適正化
- 子育て支援（保育施設
の安全対策）
- 消費者事故対策
- 鳥獣被害対策
- 年金業務の運営（国民
年金業務）

(2) 調査を実施するに当たっての留意点

行政評価局調査の実施に当たっては、以下に留意して進めることとする。

- ① 調査の準備、調査結果の分析に当たり、必要に応じ、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見の活用に努める。また、関係者の意見等を積極的に把握する。
- ② 調査は、関連する予算や制度、新規施策の設計又は改善に的確に反映されるよう、適時に行う。
- ③ 調査結果については、予算要求や制度改正等に的確に反映されるものとなるよう、適時に公表することを目指すとともに、効果的な情報発信となるよう中間的な公表を行うことも含めて工夫する。
- ④ 既往の調査結果に関するフォローアップを適時に実施する。フォローアップに際し、調査時に把握した個別の問題がある場合には、当該問題の解消等の「個別の効果」についても把握し、これが必ずしも明らかでない場合には、フォローアップ調査を実施する。
- ⑤ 各テーマの調査手法等を検討する過程においては、政策の評価として実施するか、行政評価・監視として実施するかについて、臨機に検討を行う。
- ⑥ 調査の円滑な実施のために、管区行政評価局等における調査要員の弾力的な運用を行う。

3 政策評価の推進

政策評価については、政策の見直し・改善への一層の活用を図るため、以下の取組を行う。

その際、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見を活用する。

(1) 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

政策評価制度に関する各種の改善方策や点検結果等も活用し、政策効果について客観的な統計等データや事実を用いた評価などを求めることにより、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進する。また、関係府省・学識経験者との政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究等の実施により、EBPMのリーディングケースの提示を目指す。

(2) 目標管理型の政策評価の推進

これまでの改善方策や各行政機関における目標管理型の政策評価の実施状況を踏まえ、目標管理型の政策評価の実効性を高めるための取組を行う。

また、施策と当該施策の達成手段である事務事業に係る状況を一体的に把握・見直しできるように、目標管理型の政策評価と行政事業レビューとの連携を推進する。

(3) 規制の政策評価の推進

規制の政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、平成 29 年 10 月から施行された規制の政策評価の制度改正（基本的評価手法として、想定される影響のうち特に遵守費用の定量化の重視等）を踏まえ、点検項目について重点化を図りつつ点検を実施する。また、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を踏まえ、規制の政策評価の実効性を高めるための取組を行う。

(4) 公共事業評価の推進

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、管区行政評価局等の現地調査機能も活用した情報の収集・分析を行うなど、より事業の実態を踏まえた点検を、重点化を図りつつ実施する。また、公共事業評価の一層の質の向上等を図るため、事業効果の的確な把握とその要因分析、今後の事業や評価へのフィードバックのために有効と考えられる方策を提示する「公共事業に係る政策評価の改善方策」（平成 30 年 3 月 2 日政策評価審議会政策評価制度部会）を踏まえつつ、点検で把握した課題の分析及び改善方策の検討を行う。

(5) 租税特別措置等に係る政策評価の推進

政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証を一層可能とするため、各行政機関の優れた分析方法を共有すること等を検討するとと

もに、政策評価における客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、重点化を図りつつ点検を実施する。

(6) 政策評価に係る研修等の実施

政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。また、「政策評価ポータルサイト」を活用し、国民等への情報提供を行う。

4 行政相談

個々の相談事案への真摯な対応・迅速な解決を図るとともに、相談事案及び行政相談委員意見を端緒とした行政の制度・運営の改善を促進する。このため、「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」を踏まえて以下の活動を展開するとともに、平成 29 年 10 月の管区行政評価局等の組織再編等を踏まえ、行政相談活動の更なる充実強化に努める。

(1) 行政相談委員との協働の推進

行政相談委員としての経験年数や活動状況に応じたきめ細やかな支援活動を展開し、行政評価局と行政相談委員との協働を推進する。

特に、定例相談所、行政相談懇談会などの行政相談委員の自主活動の活性化や委員が行政相談活動を通じて得られた行政運営の改善に関する意見の提出について、積極的な支援を行う。

(2) 国、地方公共団体、各種相談機関・委員等との連携の推進

公益社団法人全国行政相談委員連合協議会を始めとする行政相談委員の団体と連携しつつ、国の機関、地方公共団体及び各種の相談機関・委員との協力や関係構築に努める。特に、行政相談週間（10 月）を中心に開設する一日合同行政相談所や災害時における特別行政相談所においては、関係機関との連携を推進する。

また、行政相談委員が地域において円滑な委員活動ができるよう、市町村等地方公共団体の理解を図るとともに、地域の実情に応じて、地方公共団体の協力の下、町内会、自治会などの地縁団体や民生委員・児童委員の地域の協議会等との関係構築等に努める。

(3) 相談情報の活用

相談事案及び行政相談委員意見から得られる情報の分析・行政課題の抽出を行うとともに、行政苦情救済推進会議構成員の知見の活用や行政評価局調査との連携を図り、行政の制度・運営の改善につなげる。

(4) 広報活動の充実

行政相談が国民に広く利用されるよう、行政相談制度や行政相談委員制度について、地域に根付いた効率的・効果的な広報を実施する。

このため、コミュニティFM、ケーブルテレビ等の地域密着型メディアを活用した広報を積極的に展開するとともに、行政相談による改善事例の積極的な発信等を行う。

(5) 災害時における特別行政相談活動の実施

大規模な災害が発生した場合には、被災者への速やかな情報提供やきめ細かな相談対応を行うため、被災者への支援措置を講じている関係機関の窓口リストの提供、災害専用フリーダイヤルの開設、関係機関の協力を得てワンストップで相談に対応する特別行政相談所の開設など、迅速かつ的確に特別行政相談活動を実施する。

(6) 国際協力の推進

国際オンブズマン協会（IOI）、アジア・オンブズマン協会（AOA）等を通じて海外の苦情処理機関との知見の共有を図る。ベトナム社会主義共和国国家監察省、イラン・イスラム共和国総合監察機構及びウズベキスタン共和国議会人権擁護官と取り交わした覚書に基づく活動を行うなど、我が国の行政相談の仕組みの紹介等による国際的な貢献に努める。

5 その他

本プログラムについては、平成31年度当初までに見直すものとする。また、平成30年度内であっても、業務の進捗状況等を踏まえ、必要があれば、随時見直す。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条に基づき、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく評価に関して、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第 12 条第 1 項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

また、証拠に基づく政策立案（EBPM）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。

2 平成 30 年度から 32 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価として実施するテーマは、平成 28 年 2 月に政策評価審議会によって示された「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」を踏まえて選定する。

平成 30 年度に実施するテーマは、29 年度から引き続き実施する「農林漁業の 6 次産業化の推進」、「クールジャパンの推進」、「女性活躍の推進」、「高度外国人材の受入れ」及び「地籍整備の推進」とする。また、平成 31 年度及び 32 年度に実施するテーマについては、「困難に直面する者の自立・社会参加に向けた支援、機会確保」、「地域における持続可能な住民サービスの提供」、「成長の牽引役となる担い手・サービスの創出」及び「災害・事故・環境問題による被害・損害の最小化」に関わる政策についてテーマの具体化を検討する。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

(別表)

【行政評価局調査テーマ】

	平成 30 年度	平成 31・32 年度
多様性・包摂性のある社会の構築	○認知症高齢者の介護環境 ○更生保護ボランティア ○障害者の就労支援	困難に直面する者の自立・社会参加に向けた支援、機会確保 〔 児童虐待の防止等 高齢者の居住の安定 等 〕
地域における生活・活動基盤の確保	○学校における専門スタッフ等の活用 ○遺品の整理サービス	地域における持続可能な住民サービスの提供 〔 地域公共交通 インフラ長寿命化 等 〕
成長の基盤構築・環境整備	○訪日外国人旅行者の受入れ	成長の牽引役となる担い手・サービスの創出 〔 農地の集積・集約化 労働環境改善 地理空間情報 等 〕
生活の安全・安心の確保	○災害時の住まいの確保等	災害・事故・環境問題による被害・損害の最小化 〔 火山防災 土壌汚染対策 等 〕
内閣の重要課題の解決に資するための関係機関と連携した調査	当面、デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）の推進に資することを目的として、引越し、介護及び死亡・相続に関する手続のワンストップ化に向けた業務改革（BPR）を行うための調査について、具体化	
平成 29 年度末において実施中		
○介護施策	◎農林漁業の 6 次産業化の推進	◎クールジャパンの推進
○空き家対策	◎女性活躍の推進	○農業労働力の確保（新規就農の促進対策）
○下請取引の適正化	◎高度外国人材の受入れ	○子育て支援（保育施設の安全対策）
◎地籍整備の推進	○消費者事故対策	○鳥獣被害対策
○年金業務の運営（国民年金業務）		

(注) 上表中「◎」は「政策の評価」を、「○」「行政評価・監視」を示すものとする。

参 考 资 料

目 次

○ 認知症高齢者の介護環境に関する実態調査	1
○ 更生保護ボランティアに関する実態調査	2
○ 障害者の就労支援に関する行政評価・監視	3
○ 学校における専門スタッフ等の活用に関する調査	4
○ 遺品の整理サービスに関する実態調査	5
○ 訪日外国人旅行者の受入れに関する調査	6
○ 災害時の住まいの確保等に関する行政評価・監視－在宅避難者等への支援を中心として－	7

※ 次ページ以降の「行政評価局調査テーマの概要」の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成30年度
テーマ	認知症高齢者の介護環境に関する実態調査
	<p>○ 認知症高齢者が増加する中、認知症高齢者の介護の困難性等が要介護度に反映されず、徘徊への対応など介護サービスの提供が十分でないとの声があり、また、こうした徘徊等による認知症高齢者の行方不明事案や鉄道事故事案も発生</p> <p>○ このような状況を踏まえ、地域における認知症高齢者に対する介護サービスの提供、見守り等の支援等の実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省の推計によると、認知症高齢者は全国に約462万人（平成24年）存在し、今後は高齢化の進展に伴い、平成37年には、約700万人に達する見込み（65歳以上高齢者の5人に1人） ・ また、「平成28年国民生活基礎調査」では、要介護者のいる世帯で介護が必要となった主な原因として初めて「認知症」（24.8%）が最多 ・ 厚生労働省は、平成27年1月に関係府省と共同で「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（対象期間：平成27年～37年）を策定し、認知症の人は、その環境に応じて、居宅で家族等の介護を受け、独居であっても地域の見守り等の支援を受けながら、様々な形で介護サービスと関わりながら生活をしていくこととなるとして、社会全体で認知症高齢者を支える様々な取組を展開 ・ 他方、当省が「介護施策に関する行政評価・監視」の中で行った家族介護者等へのアンケートでは、認知症の特殊性・困難性が要介護度に反映されていない、徘徊への対応等認知症の特性に対応した介護サービスが十分でないといった声あり ・ また、こうした徘徊等により認知症やその疑いのある者が行方不明者として警察に届け出られた件数は、平成24年に9,607件（届出を受理された行方不明者数全体の11.8%）であったものが、28年には15,432件（同18.2%）と増加しており、認知症の人が関係する鉄道事故等も発生（平成26年度29件）
想定調査項目	<p>① 認知症高齢者への介護サービスの提供状況等</p> <p>② 認知症高齢者への地域の見守り等の支援状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成30年度
テーマ	更生保護ボランティアに関する実態調査
<p>○ 再犯者率の増加を背景として、再犯防止のため、更生保護の取組が極めて重要。更生保護は、保護司や協力雇用主などの民間ボランティアによって支えられているが、例えば保護司は高齢化が進み、担い手の確保も年々困難になっているなど、更生保護ボランティアの活動をめぐっては厳しい状況が存在。こうした状況を踏まえ、更生保護ボランティアの活動や活動に対する支援などの実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国は、検挙人員に占める再犯者の割合が増加しており（平成28年約50%）、安全・安心な社会の実現のためには再犯防止が極めて重要。再犯防止のためには、刑務所出所者等の立ち直りを住居や就労の面も含め支援・指導（更生保護）していくことが必要 ・ 保護観察対象者約7.1万人（平成28年）に対し、保護観察官は1,249人（28年度末定員）で、保護司（29年1月現在約4.8万人）を始め、更生保護施設（29年4月現在103施設）、協力雇用主（29年4月現在約1.9万人）等の民間ボランティア（更生保護ボランティア）の協力なくしては、立ち直り支援の実施は困難な状況にあり、政府としても、官民挙げて再犯防止対策を推進（「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）等） ・ しかし、例えば保護司は高齢化が進み、今後10年で半減（約2.3万人が退任）する見込みの上、担い手の確保も年々困難になっているとの指摘があるなど、更生保護ボランティアの活動の継続が危惧される状況 	
想定調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 更生保護ボランティアの活動状況 ② 更生保護ボランティアに対する国・地方公共団体の支援の実施状況 ③ 更生保護ボランティア間及び国・地方公共団体間の連携状況
調査等対象機関 (予定)	法務省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成30年度
テーマ	障害者の就労支援に関する行政評価・監視
<p>○ 障害者等が希望や能力、適性を十分にいかし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指して政府を挙げて取り組む中、障害者の就労意欲が高まっている一方で民間企業における障害者の雇用が必ずしも十分ではないなどの状況を踏まえ、障害者の就労支援に係る施策の実施状況等について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では、一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要であるとして、これらの者の活躍支援について規定。また、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においても、障害者等が希望や能力、適性を十分にいかし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指して、障害者等の希望や能力をいかした就労支援の推進について規定 ・ 公共職業安定所（ハローワーク）における障害者に係る新規求職申込件数は、平成17年度の9万7,626件から毎年度増加し続け、28年度で19万1,853件と17年度の2倍近くに増加しており、障害者の就労意欲の高まりがみられる状況 ・ 平成29年の常用雇用労働者数50人以上の民間企業のうち法定雇用率（2.0%）を達成した企業の割合は50.0%と、依然として半数にとどまっている状況。また、大企業と中小企業とで、当該割合に較差。さらに、雇用された障害者の長期的な職場定着を促進することも課題 ・ 平成29年に就労支援を行う障害福祉サービス事業所で働く障害者が大量解雇される問題が発生するなどしており、福祉的就労の場を安定的に確保・提供しつつ、その底上げを図ることが課題 	
想定調査項目	<p>① 障害者の就労に係る現状</p> <p>② 障害者の就労支援に係る施策の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、文部科学省、厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成30年度
テーマ	学校における専門スタッフ等の活用に関する調査
<p>○ 我が国の初等中等教育の現場において、教員には授業の他にも部活動指導、保護者対応等様々な負担が生じている。これに対して、文部科学省は、サポートスタッフ、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進</p> <p>○ このような状況を踏まえ、学校・教員が、本来求められる質の高い授業、教育に取り組めるよう、これら専門スタッフ等の活用等の実態を明らかにし、学校・教員が本来担うべき業務・役割の明確化に資する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ・不登校等の生徒指導上の課題など子供を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に求められる役割も拡大 ・ OECDの調査によると、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は調査参加国<small>(注)</small>最長（日本 53.9 時間、参加国平均 38.3 時間） <small>(注)</small> OECD加盟国等 34 か国・地域 ・ このうち、教員が指導（授業）に使ったと回答した時間は、参加国平均を下回る一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い（日本 7.7 時間、参加国平均 2.1 時間）。 ・ 日本の初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合は 17%と米国の 44%、英国の 49%に比べて低い。 ・ 「新しい時代の教育に向けた接続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会）において、「学校における働き方改革」の実現に向けて、平成 31 年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置するとともに、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフや部活動指導員の配置促進を掲記 ・ 文部科学省は、部活動指導員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）に位置付け（平成 29 年 4 月施行） 	
想定調査項目	<p>① 学校・教員の役割分担の状況</p> <p>② 教員以外の専門スタッフ等の導入・活用状況</p> <p>③ 部活動の指導状況</p>
調査等対象機関 (予定)	文部科学省、都道府県・市町村（教育委員会を含む）、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成30年度
テーマ	遺品の整理サービスに関する実態調査
<p>○ 核家族化や一人暮らし高齢者の増加などの世帯構造の変化を背景として、遺族等の依頼を受けて故人の遺品の整理・処分を行うサービスへの需要が増大</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、当該サービスを提供する事業者の業態やサービス内容、サービスの品質確保や廃棄物の適切な処理等に係る国及び地方公共団体の取組・関与等の実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の一人暮らし高齢者が増加（平成12年：303万人→27年：592万人） ・ 遺品整理専門業、一般廃棄物処理業、リサイクル業、葬儀業等様々な業態の事業者が遺品整理業に参入 ・ 遺品整理業を直接規制する法律がない中、多額の追加料金を請求されたなどのトラブルが散見 ・ 遺品を廃棄物として処分する場合に通常必要となる一般廃棄物収集運搬業の市町村の許可が需給調整等の観点から得にくい現状である一方、市町村の中には、遺品整理に限定した収集運搬業の許可を付与している例あり 	
想定調査項目	<p>① 事業者におけるサービスの提供状況</p> <p>② 市町村における遺品廃棄物処理の取扱状況等</p>
調査等対象機関 (予定)	環境省、消費者庁、国家公安委員会（警察庁）、国土交通省、経済産業省、独立行政法人国民生活センター、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成30年度
テーマ	訪日外国人旅行者の受入れに関する調査
<p>○ 観光による経済成長・地方創生を図る観点から、地方への外国人旅行者の誘客に向けた「日本版DMO^(注)」による取組状況等の実態を明らかにするとともに、こうした取組の効果的な実施に資するため、訪日外国人旅行者滞在データ等に基づく分析を行う。</p> <p>(注) DMO : Destination Management/Marketing Organizationの略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体（日本再興戦略2016）</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人を目指すとし、また、観光を地方創生につなげていくため、地方部（三大都市圏以外）への外国人旅行者の増大が必要であるとして、地方部での外国人延べ宿泊者数については、2020年には7,000万人泊を目標 ・ 国土交通省（観光庁）は、訪日旅行促進事業や、広域観光周遊ルート形成促進事業等に取り組むとともに、観光地域づくりのかじ取り役として、「日本版DMO」の形成を推進。平成29年11月28日現在、計174団体が登録 ・ 地方部への誘客に係る施策として、平成30年度においては「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」等を実施予定 <p>(※) 平成29年度実施の「訪日外国人旅行者の受入環境の整備」について、調査の観点を変更し、新たに実施するもの</p>	
想定調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本版DMOの取組状況等 ② 訪日外国人旅行者滞在データ等に基づく分析
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、法務省、内閣府、総務省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成30年度
テーマ	災害時の住まいの確保等に関する行政評価・監視 －在宅避難者等への支援を中心として－
<p>○ 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際における、発災時や発災後に壊れた自宅等へ避難した在宅避難者等の実態把握の在り方や、在宅避難者等の個々の生活状況に応じた支援の在り方について、東日本大震災や熊本地震を踏まえた課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都直下地震が発生した場合、避難者数は最大で約720万人と推計され、東日本大震災での避難者数の約15倍に相当 ・ 東日本大震災被災地では、発災以降、壊れた自宅等で継続的に避難生活を送らざるを得ない高齢被災者等が存在し、これらの中には被災者支援制度を活用していない世帯がみられる。 ・ 熊本地震被災地では、車中で避難生活を送る被災者の存在も顕在化 ・ 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）では、地域・個人からのニーズは一層多様化しつつあり、それらに対応したきめ細やかな支援が必要とされている。 ・ 「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）では、避難所を在宅避難者等の対応拠点としても位置付け、市町村において、生活物資・食料支援など、地域との連携も視野に、支援の仕組みを検討することを示している。 	
想定調査項目	<p>① 被災地における在宅避難者等の把握・支援状況</p> <p>② 災害時の在宅避難者等の把握・支援に関する検討・取組状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

